

委員会報告

委員会とは？

- 常任委員会は、議会に提案された案件を予備的に審査するために設置されています。
- 会議の様子は原則、一般に公開されています。(傍聴は委員長の許可が必要です)

審査対象

予算

各会計に計上の予算審査および執行状況等に関する事項

総務

総務部、政策部、市民環境部（環境政策を除く）、会計管理者、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、消防本部が所管する事項

文教福祉

健康福祉部、高島市民病院、介護老人保健施設、福祉事務所、教育委員会が所管する事項

産業建設

環境政策に関する事項、産業経済部、土木交通部、上下水道部、農業委員会が所管する事項

議会広報

議会広報に関する事項

その他の委員会

議会運営

行財政

防災対策

議会活性化

予算常任委員会

石田 哲 委員長

可決すべきもの

一般会計補正予算

●災害復旧事業
台風18号により被災した道路、林道、農地などの災害復旧費として5億9千234万8千円を計上。

緊急経済支援事業

台風18号により被災した市内中小企業の資金確保に対する支援として、信用保証料および利子の一部を補給するものです。
委託の限度額変更に対する討論と、本復旧工事費は妥当であるとの賛成討論が行われませんでした。
この水道事業会計ほか5件の補正予算案についても「可決すべきもの」と決定しました。

土地改良補助金

国・県の災害復旧事業の対象とならない農地・農業用施設について、台風18号の復旧事業費に限り、補助率を上げ（農地50↓、65%、農業用施設50↓、80%）、土地改良区等に対して支援するものです。

100万円となり、全員賛成により「可決すべきもの」と決定しました。
また、水道事業会計補正予算では、債務負担行為である上下水道包括支援業務



復旧に向け調査が進む林道（高島 鶴川村井線）

産業建設常任委員会による現地視察（鴨川左岸）



近畿の水がめ琵琶湖を守る!!

「放射能汚染木材チップの早期撤去を求める意見書」を全会一致で可決、県に要請

高島市民に大きな不安と衝撃を与えた「一級河川鴨川に不法投棄された放射能汚染木材チップ」について、平成25年9月18日に高島市長から、貴職に対し撤去要請したにも拘らず、具体的な対応がなされず、また、その後10月15日には、市長および本職名による緊急要請に対して「総力を挙げて一日も早く、住民の皆さんの不安解消のために、責任を持って取り組んでまいります。」と知らず回答がなされたものの、遅々として汚染木材チップの撤去に着手される気配は皆無であり、その対応は極めて遺憾であると言わざるを得ない。

さらに、その後においては、11月13日の市長からの早期撤去要請時における「出口が見えない。」「東京電力に運び込む。」等の発言は、冷静さを欠いた対応ではなかったかと思うところである。そのような経過を踏まえる中で、前述の市長からの期限を特定した早期撤去の要請に対し、11月25日の回答では「年内に廃棄物として、適正に撤去するよう強く求めている。」とされているものの、要請されていた具体的な撤去計画は示されていない。

一級河川管理者として、今回の違法行為による市民の不安をここまで置き去りにされていることは、決して許されるものではない。特に、環境県を標榜する嘉田県政が、近畿約1,450万人の生活を支える琵琶湖のほとりに、放射能汚染された大量の木材チップを長期間放置することは、下流府県に波紋が広がる事案でもあり、県政史上に大きな汚点を残すものと推察する。

これまで、本議会や市役所には市民や市民団体から、生活不安や風評被害などを訴える声が数多く寄せられており、また県内外からの反響も大きく、本市議会としては一刻も早く、市民の安全・安心や社会経済活動を継続できる環境を、元どおりにすることが最優先課題と考えている。

よって、滋賀県においては、市民生活の安全と社会経済活動等の健全な発展のため、放射能汚染木材チップを、本年12月末までに全量撤去することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年11月27日

高島市議会議長 清水 日出夫

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

県の回答 木材チップの撤去と、撤去作業後に放射能濃度を検査したうえで良質土により整地するという原状回復計画が示されました。計画の完了予定は、平成26年1月31日です。